

証券コード 5125

2024年9月11日

(電子提供措置の開始日 2024年9月5日)

株 主 各 位

東京都港区芝浦1-2-1

シーバンスN館19階

株式会社ファイズ

代表取締役社長 三輪幸将

第6回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第6回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、電子提供措置をとっており、その内容である電子提供措置事項につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト「第6回定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下のURLにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://e-tenki.co.jp/ir/stock/meeting/>

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「ファイズ」又は「コード」に当社証券コード「5125」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2024年9月26日（木曜日）午後6時まで議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

【インターネットによる議決権行使の場合】

当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただき、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用の上、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否を上記の行使期限までにご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、後記の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいようお願い申し上げます。

【書面（郵送）による議決権行使の場合】

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬具

記

1. 日 時 2024年9月27日（金曜日）午前10時30分（受付開始：午前10時）
2. 場 所 東京都港区高輪3-25-23 京急第2ビル
TKP品川カンファレンスセンター ホール9A、9B（9階）
（会場が前回と異なっておりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。）
3. 目的事項
報告事項 第6期（2023年7月1日から2024年6月30日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件
決議事項 取締役5名選任の件

招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3) インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (4) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。


以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してまいりますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。




株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2024年9月27日（金曜日）
午前10時30分（受付開始午前10時）



インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2024年9月26日（木曜日）
午後6時入力完了分まで



書面（郵送）で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2024年9月26日（木曜日）
午後6時到着分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書

〇〇〇〇〇〇 御中

株主総会日 _____

議決権の数 _____ XX 股

XXXX年XX月XX日

投票日現在のご所有株式数 _____ XX 株

議決権の数 _____ XX 股

1. _____

2. _____

ログイン用QRコード

見本

〇〇〇〇〇〇

→ こちらに議案の賛否をご記入ください。

- | 議案 | |
|-----------------|-----------------------------------|
| ● 全員賛成の場合 | >> 「賛」の欄に○印 |
| ● 全員反対する場合 | >> 「否」の欄に○印 |
| ● 一部の候補者に反対する場合 | >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。 |

※議決権行使書用紙はイメージです。

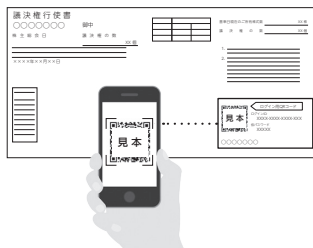
- ・インターネットおよび書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ・書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.muftg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。

「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

事業報告

(2023年7月1日から)
(2024年6月30日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度においては、新型コロナウイルス感染症による経済活動の制限が緩和され経済回復が期待される一方、世界的に金融引締めが進む中で金融資本市場の変動や原材料価格の高騰等、景気下振れリスクが高まり、依然として先行きが不透明な状態が続いておりました。

しかしながら、当社の位置するDX市場は2030年に8兆350億円（注）に達する見込みとされる等、社会全体としてDXへの関心やニーズへの高まりが定着しつつあり、当社にとっては継続的に追い風の状況が続いているものと考えております。

このような環境下において当社は、「誰からも必要とされる会社になる」という経営理念のもと、主力サービスである「Videoクラウド」の販売に注力してまいりました。効果的な集客手段や求人方法などに課題意識を持った全国各地の中小企業事業者や個人事業主向けに、動画の視聴データを有効活用することで、「付加価値の向上」と「業務の効率化」の両輪から経営課題の改善をサポートし、企業のDX化を推進する事業活動を行ってまいりました。当事業年度における業績は、セールスコンサルタント数の減少などによりVideoクラウドの獲得が伸び悩み、前年同期比で減収減益となりました。売上高については、計画をやや下回る推移となり、各段階利益については、外注費及び原価部門の人件費が増加したことにより前年同期比で売上原価が増加した他、売上高が減少したことにより売上総利益率が想定より悪化したこと、販売費及び一般管理費の増加により計画を下回る推移となりました。

以上の結果、当事業年度の売上高は2,761,203千円（前年同期比5.2%減）、営業利益は329,301千円（前年同期比55.4%減）、経常利益は341,736千円（前年同期比54.0%減）、当期純利益は238,888千円（前年同期比53.2%減）となりました。

（注）「2024 デジタルトランスフォーメーション市場の将来展望」富士キメラ総研

② 設備投資の状況

当事業年度の設備投資等の総額は151,758千円であり、その主なものは本社移転に伴うオフィス内装工事及び備品等によるもの121,206千円、Raise開発費用一式19,136千円であり

ます。

なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第3期 (2021年6月期)	第4期 (2022年6月期)	第5期 (2023年6月期)	第6期 (当事業年度) (2024年6月期)
売上高 (千円)	2,199,730	2,595,390	2,913,096	2,761,203
経常利益 (千円)	382,737	601,118	743,469	341,736
当期純利益 (千円)	256,939	420,316	510,027	238,888
1株当たり当期純利益 (円)	64.23	101.01	114.90	52.19
総資産 (千円)	1,397,558	1,478,371	2,386,263	2,581,396
純資産 (千円)	390,191	818,097	1,747,476	2,014,318
1株当たり純資産 (円)	97.51	192.95	384.91	432.85

(3) 対処すべき課題

環境変化が激しいDX市場及び動画関連市場で、安定した成長と企業価値の拡大を目指すうえで、以下の事項を対処すべき重要な課題と考え重点的に取り組んでまいります。

【安定収益基盤の確立】

現在も安定収益基盤の構築を推進しておりますが、今後はVideoクラウドとともにDXコンサルティング等のクロスセルを強化し、ストック型収益の拡大にも注力を行ってまいります。それにより収益ポートフォリオを充実させることで、更なる安定収益基盤の強化を図ってまいります。

【優秀な人材確保と育成】

当社は、今後も事業拡大を行うため、各分野での専門性の高い人材獲得のための中途採用のほか、積極的な新卒採用を継続的に行い、当社の経営理念に共感できる優秀な人材の採用を行ってまいります。特に、DXコンサルティングができる人材の確保、育成については重要であると認識しております。そのため、動画を積極的に活用したナレッジマネジメントの取り組みを行ってまいります。自社のイントラネット内に、営業のみならず顧客との打ち合わせや改善提案などの録音や録画を掲載し、ノウハウとして蓄積して人材育成用のコンテンツとして活用しております。さらには動画を使った研修を充実させることで、これまで言語化が難しかった暗黙知を形式知化し、ナレッジの蓄積につながるように努めてまいります。また、営業組織の強化や人材育成を目的としたセールスイネーブルメントを強化し、教育体制の整備に取り組んでおります。イネーブルメントを起点にナレッジの蓄積・共有、営業の標準化を進め、営業生産性を向上させてまいります。

【新規事業の拡充】

当社は、今後更なる顧客ニーズに対応するため、新規事業の拡充に注力してまいります。業務提携などによる他社とのアライアンスや自社における新規商材の立ち上げを推進することにより、中小企業のDX化を実現するためのソリューションの拡充を行ってまいります。

【内部管理体制の強化】

当社では、今後更なる事業拡大を図るため、当社の成長段階に沿った内部管理体制の強化が求められていくものと認識しております。このため、当社では、各分野に専門性を有した人員を配置し、社内管理体制の強化を図るとともに、業務プロセスなど内部統制の整備を行い、業務効率化及びリスク管理を図ってまいります。

【コンプライアンスと情報セキュリティの強化】

当社では、コンプライアンスの徹底並びに情報セキュリティ体制の確立と維持・強化が課題と捉えております。このため、当社はコンプライアンス管理規程に基づく各種ルールの徹底と機密データを安全に処理、保管するためのインフラ・システムの構築による対策を継続的に行っております。また、顧客企業に対しての説明責任の徹底を図るために営業管理規程を定め、各種社内研修を実施し、社員の理解を促しております。

(4) 主要な事業内容 (2024年6月30日現在)

事業	事業内容
Videoクラウド事業	<ul style="list-style-type: none"> ・動画配信プラットフォーム「Videoクラウド」 ・動画制作サービス ・DXコンサルティング
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・予約プラットフォーム「TSUNAGU」

(5) 主要な営業所及び工場 (2024年6月30日現在)

名称	所在地
本社	東京都港区芝浦一丁目2番1号 シーバンスN館 19階
大阪営業所	大阪府大阪市北区梅田一丁目1番3号 大阪駅前第3ビル 24階
名古屋営業所	愛知県名古屋市中区錦三丁目6番34号 太陽生命名古屋ビル7階
福岡営業所	福岡県福岡市中央区天神一丁目9番17号 福岡天神フコク生命ビル4階
仙台営業所	宮城県仙台市青葉区北目町1番18号 ピースビル北目町9階
札幌営業所	北海道札幌市中央区北三条二丁目8番地 さっけんビル3階北
金沢営業所	石川県金沢市本町一丁目5番2号 リファール5階

(6) 従業員の状況 (2024年6月30日現在)

従業員数	平均年齢	平均勤続年数
284名	28.4歳	2.6年

(注) 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数（アルバイト等を含む）は、臨時雇用者数の総数が従業員数の100分の10未満のため、記載を省略しております。

(7) 主要な借入先の状況 (2024年6月30日現在)

該当事項はありません。

(8) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況 (2024年6月30日現在)

- (1) 発行可能株式総数 16,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 4,627,200株
- (3) 株主数 1,624名
- (4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
三輪 幸将	2,141,500株	46.28%
光通信株式会社	280,500株	6.06%
株式会社SBI証券	266,200株	5.75%
白木 政宏	200,000株	4.32%
J P モルガン証券株式会社	103,300株	2.23%
楽天証券株式会社	81,800株	1.76%
木下 圭一郎	76,000株	1.64%
高木 眞之介	67,400株	1.45%
ファインズ従業員持株会	57,244株	1.23%
堀田 清	37,400株	0.80%

(5) その他株式に関する重要な事項

発行済株式の総数は、当事業年度における第2回新株予約権の行使により36,000株、第3回新株予約権の行使により51,200株増加しております。

3. 新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

	第 2 回 新 株 予 約 権	第 3 回 新 株 予 約 権
保 有 人 数	当社取締役 1名 当社監査役 1名	当社取締役 1名
発 行 決 議 日	2020年6月29日	2021年6月29日
新 株 予 約 権 の 数	4個	350個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 16,000株 (新株予約権1個につき 4,000株) (注) 2	普通株式 14,000株 (新株予約権1個につき 40株) (注) 2
新株予約権の発行価額	-	-
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株当たり 32円 (注) 2	1株当たり 300円 (注) 2
権 利 行 使 期 間	2022年6月30日から 2030年6月29日まで	2023年6月30日から 2031年6月29日まで
行 使 の 条 件	(注) 1	(注) 1

	第 5 回 新 株 予 約 権
保 有 人 数	当社取締役 1名
発 行 決 議 日	2023年9月28日
新 株 予 約 権 の 数	50個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 5,000株 (新株予約権1個につき 100株)
新株予約権の発行価額	-
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株当たり 751円
権 利 行 使 期 間	2025年9月30日から 2028年9月29日まで
行 使 の 条 件	(注) 3

(注) 1. 権利行使条件は、以下のとおりであります。

- ① 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、執行役員、従業員の地位を有していなければならない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- ② 当社の普通株式が、いずれかの金融商品取引所に上場し、かつ上場した日から6ヶ月を経過した場合に限り行使できるものとする。
- ③ 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。ただし、取締役会が認めた場合は、この限りではない。

2. 2021年2月1日付で行った普通株式1株につき普通株式100株とする株式分割、2021年11月1日付で行った普通株式1株につき普通株式40株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

3. 権利行使条件は、以下のとおりであります。

- ① 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ② 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ④ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

(2) 当事業年度中に当社使用人、子会社役員及び使用人に対して職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要

第 4 回 新 株 予 約 権	
交 付 人 数	当社使用人 17名
発 行 決 議 日	2023年7月14日
新 株 予 約 権 の 数	(注) 3 250個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 25,000株 (新株予約権1個につき 100株)
新株予約権の発行価額	-
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株当たり 1円
権 利 行 使 期 間	2024年9月30日から 2027年9月29日まで
行 使 の 条 件	(注) 1

(注) 1. 権利行使条件は、以下のとおりであります。

- ① 新株予約権者は、新株予約権を、次の各号に掲げる期間(いずれの期間も、初日及び末日を含むものとする。)において、すでに行使した新株予約権を含めて当該各号に掲げる限度において行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の新株予約権についてのみ行使することができるものとする。
 - (a) 2024年9月30日から2025年9月29日まで
新株予約権者が割当てを受けた新株予約権の総数の3分の1
 - (b) 2025年9月30日から2026年9月29日まで
新株予約権者が割当てを受けた新株予約権の総数の3分の2
 - (c) 2026年9月30日から2027年9月29日まで
新株予約権者が割当てを受けた新株予約権の総数のすべて
- ② 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役、執行役員、従業員の地位を有していなければならない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- ③ 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。
- ④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑤ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員 の 状況

(1) 取締役及び監査役の状況 (2024年6月30日現在)

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	三 輪 幸 将	
取 締 役	赤 池 直 樹	執行役員
取 締 役	市 野 澤 剛 士	市野澤法律事務所 株式会社ソルブレイン社外監査役 GMO OMAKASE株式会社社外監査役 株式会社アルビレックス新潟社外監査役
取 締 役	白 木 政 宏	株式会社エヌディー代表取締役 株式会社ネクサス代表取締役 株式会社Cominka社外取締役 株式会社寿美家和久社外取締役
常 勤 監 査 役	柳 谷 一 郎	
監 査 役	野 地 博 久	株式会社軽子坂パートナーズ 株式会社ジェノバ社外監査役
監 査 役	平 木 太 生	弁護士法人トライデント パートナー 株式会社ソーシャルインテリア社外監査役 株式会社加藤ゼミナール社外監査役

- (注) 1. 取締役市野澤剛士氏、白木政宏氏は、社外取締役であります。
2. 監査役野地博久氏、平木太生氏は、社外監査役であります。
3. 取締役市野澤剛士氏、白木政宏氏、監査役野地博久氏、平木太生氏は、東京証券取引所から確保が義務付けられている独立役員として、同取引所に届け出ております。
4. 監査役野地博久氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査役平木太生氏は、弁護士及び公認会計士の資格を有しており、法律、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、当該責任限定契約が認められるのは、当該社外取締役及び各監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失が無い場合に限られます。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

①被保険者の範囲

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社取締役及び当社監査役であります。

②役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当該保険契約は株主代表訴訟又は第三者訴訟等により、被保険者が負担することになる損害賠償金及び訴訟責任等を、填補の対象としております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者が違法であることを認識しながら行った行為等に起因する損害については、補填されないこととしております。なお、保険料は当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

各取締役の報酬等の額は、報酬等の決定方針として取締役会により制定された「役員報酬内規」に基づき、指名・報酬委員会において会社の業績、業績への貢献度などを協議のうえ取締役会にて決定しております。

また、監査役の報酬等の額は、報酬等の決定方針として取締役会により制定された「役員報酬内規」に基づき、監査役間の協議により決定しております。

取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

区分	支給人員	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額	
			基本報酬	ストックオプション
取締役 (うち社外取締役)	4名 (2名)	61,016千円 (8,400千円)	60,600千円 (8,400千円)	416千円
監査役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	13,200千円 (4,800千円)	13,200千円 (4,800千円)	- 千円

(注) 1. 当社の取締役の報酬等に関する株主総会の決議年月日は2021年9月29日であり、取締役の報酬限度額を年額200,000千円以内（同株主総会終結時の取締役の員数は3名）と決議しております。また、当社の監査役の報酬等に関する株主総会の決議年月日は2020年9月30日であり、監査役の報酬限度額を年額

30,000千円以内（同株主総会終結時の監査役の員数は3名）と決議しております。

また、2023年9月29日株主総会において、当社取締役に対して割り当てるストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等として年間6,000千円（同株主総会終結時の取締役の員数は4名）を上限として決議しております。

2. 上記報酬等の額には、2023年9月28日開催の取締役会決議により、ストックオプションとして取締役1名に付与した新株予約権416千円（報酬等の額）を含んでおります。当該ストックオプションの内容等は前期「3. 会社の新株予約権等に関する事項」に記載しております。

3. スtockオプションは新株予約権に係る当事業年度の費用計上額であります。

(5) 社外役員に関する事項

①他の法人等の兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

社外取締役市野澤剛士氏は、市野澤法律事務所、株式会社ソルブレイン社外監査役、GMO OMAKASE株式会社社外監査役、株式会社アルビレックス新潟社外監査役を兼職しておりますが、これらの兼職先と当社との間に特別の関係はありません。

社外取締役白木政宏氏は、株式会社エヌディー代表取締役、株式会社ネクサス代表取締役、株式会社Cominka社外取締役、株式会社寿美家和久社外取締役を兼職しておりますが、これらの兼職先と当社との間に特別の関係はありません。

監査役野地博久氏は、株式会社軽子坂パートナーズ、株式会社ジェノバ社外監査役を兼職しておりますが、これらの兼職先と当社との間に特別の関係はありません。

監査役平木太生氏は、弁護士法人トライデント パートナー、株式会社ソーシャルインテリア社外監査役、株式会社加藤ゼミナール社外監査役を兼職しておりますが、これらの兼職先と当社との間に特別の関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

(注) 記載の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第26条の規定に基づき、取締役会の決議があったものとみなす書面決議が2回ありました。

		出席状況及び発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	市野澤 剛士	当事業年度に開催された取締役会16回のすべてに出席しております。また、主に法律、財務・会計等に関し、弁護士、公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っており、期待された役割を十分に果たしております。
社外取締役	白木 政宏	当事業年度に開催された取締役会16回のうち15回に出席しております。また、会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行っており、議案審議等において問題提起や有益な助言等を行い、経営の重要事項の決定及び取締役等の職務執行を監督しており、期待された役割を十分に果たしております。
社外監査役	野地 博久	当事業年度に開催された取締役会16回のすべてに、また監査役会16回のすべてに出席しております。また、主に財務・会計等に関し、公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っております。
社外監査役	平木 太生	当事業年度に開催された取締役会16回のすべてに、また監査役会16回のすべてに出席しております。また、主に法律、財務・会計等に関し、弁護士、公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 太陽有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	18,500千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	18,500千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、会計監査人の職務の執行に支障があると認められるときは、当該会計監査人の解任又は不再任の検討を行い、その必要があると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

(4) 会計監査人が受けた過去2年間の業務停止処分に関する事項

金融庁が2023年12月26日付で発表した懲戒処分等の内容の概要

① 処分対象

太陽有限責任監査法人

② 処分内容

- ・ 契約の新規の締結に関する業務の停止3ヶ月（2024年1月1日から同年3月31日まで。ただし、既に監査契約を締結している被監査会社について、監査契約の期間更新や上場したことに伴う契約の新規の締結を除く。）
- ・ 業務改善命令（業務管理体制の改善）

- ・処分理由に該当することとなったことに重大な責任を有する社員が監査業務の一部（監査業務に係る審査）に関与することの禁止3ヶ月（2024年1月1日から同年3月31日まで）

③処分理由

他社の訂正報告書等の監査において、同監査法人の社員である2名の公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものと証明したため。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

当社は、2020年9月30日の取締役会において、当社の業務の適正性を確保するための体制・内部統制システム構築の基本方針を以下のように定めております。

この基本方針に基づき、業務の適正性を確保していくとともに、今後もより効果的な内部統制システムの構築を目指して、常に現状の見直しを行い、継続的な改善を図ってまいります。

【業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）構築に対する基本方針】

1. 取締役の職務の執行及び使用人が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①コンプライアンス管理規程を制定し、体系的なコンプライアンス体制の構築を行う。
- ②取締役は、取締役会規程、取締役内規、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程等を制定・遵守し、当該規程等に準拠した職務執行を行い、取締役間における相互牽制システムが有効に働く体制を構築する。
- ③コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス研修を実施する。
- ④内部通報及び公益通報者保護規程を制定し、研修により社員への周知徹底を行い、会社組織の自浄作用を行う。
- ⑤監査役は、複数の社外監査役を選任し、取締役の職務執行の監査を行う。
- ⑥内部監査室は、業務執行部門から独立し、業務執行が法令定款及び規程等に適合しているか否かの監査を実施する。
- ⑦当社は、2022年5月に過半数が独立社外役員により構成される任意の指名・報酬委員会を設置し、取締役の指名・報酬等に関する手続の公正化・透明化・客観化を図っている。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

株主総会、取締役会の議事録、経営及び業務執行に係る重要な情報については、法令及び稟議規程、文書管理規程等に準拠し、適切に記録し、関連資料とともに定められた期間保存管理する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①リスク管理体制の基礎となるリスク管理規程を制定し、想定される主要なリスクに対する管理責任者を特定し、規程に準拠したリスク管理体制の構築を推進する。
- ②商品事故や顧客情報漏洩等のリスクについては、コンプライアンス委員会、総務部及び法律事務所によるリスク対応体制を強化する。
- ③リスク管理責任者を社長とし、当社の事業活動に伴う重大なリスクの顕在化を防ぎ、万一リスクが顕在化した場合の損害を最小限にとどめるためのリスク管理システムを整備し、その適切な運用・管理にあたる。また、リスクが顕在化した場合には、迅速且つ組織的な対応を行い、損害を最小限に抑える体制を整える。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

- ①取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための基礎として、定時取締役会を月1回開催するほか、経営会議を開催する。
- ②取締役会は、中期経営計画及び年度総合予算を策定し、各部門が実施すべき具体的な年度目標設定を行い、月次での業績管理を実施する。
- ③取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、業務分掌規程に基づき、各取締役が職務権限規程に沿って職務を執行する。

5. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役は、その職務を補助するために使用人が必要な場合、取締役又は取締役会にその確保を求め、確保された使用人に監査業務に必要な事項を命令することができる。

6. 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ①監査役より監査役の補助の要請を受けた使用人は、取締役及び上長の指揮・命令は受けないものとする。
- ②当該使用人の人事異動及び考課については、監査役の同意を得るものとする。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ①取締役は、監査役が出席する取締役会等の重要な会議において担当する業務の執行状況を報告する。
- ②取締役または使用人は、監査役に対して、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに当該事実を監査役に報告する。
- ③監査役は、稟議書等業務執行に係る重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めることができる。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①監査役は、代表取締役と定期的に会合を持ち重要な課題、情報に関し意見交換を行う。
- ②当社の取締役及び使用人は、監査役からの求めに応じて速やかに報告し、監査に対応する。
- ③取締役は、監査役が監査法人と会計監査の内容等についての情報交換が十分に行える体制を整える。

9. 反社会的勢力の排除に向けた体制

- ①当社では、市民の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対し一切の関係をもち、不当な要求や取引に応じたりすることないよう毅然とした姿勢で、組織的な対応をとる。
- ②その整備として、総務部を反社会的勢力対応部署として「反社会的勢力対処規程」を定め、関係行政機関等からの情報収集に努め、またこれらの問題が発生した時は、関係行政機関や顧問弁護士と緊密に連絡をとり組織的に対処できる体制を構築する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、「内部統制システムの基本方針」に基づき、企業の業務の適正を確保するための体制整備とその適切な運用に努めており、当事業年度における運用状況の概要は以下のとおりであります。

当社は、「リスク管理規程」及び「コンプライアンス管理規程」に基づく「リスク管理委員会」及び「コンプライアンス委員会」を設置しており、当委員会にて法令・社内規程等の遵守状況を審議することとしております。

当社の取締役会は、社外取締役2名を含む取締役4名で構成し、監査役3名も出席した上で開催いたしました。

内部監査担当者は、代表取締役社長の承認を受け、取締役会へ報告した内部監査計画に基づき、法令・社内規程等の遵守状況について、各部室を対象とする監査を実施し、その結果及び改善状況を代表取締役社長及び監査役に報告いたしました。

監査役は、監査方針を含む監査計画を策定し、月1回の監査役会を開催し、監査役間の状況共有に基づき会社の状況を把握し、提言の取りまとめを行いました。さらに、取締役会に出席するとともに、取締役その他使用人と対話を行い、取締役及び使用人の職務の執行状況を監査いたしました。

常勤監査役は、主要な稟議書の監査、職務執行状況のヒアリング等を行い、取締役及び使用人の職務の執行状況の監査を実施いたしました。

貸借対照表

(2024年6月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	2,147,695	流 動 負 債	567,078
現金及び預金	1,763,158	買掛金	34,178
売掛金	307,333	未払金	93,296
仕掛品	17,518	未払費用	149,031
前払費用	47,182	未払法人税等	11,639
その他	21,862	未払消費税等	19,070
貸倒引当金	△9,360	契約負債	225,441
固 定 資 産	433,700	預り金	21,171
有 形 固 定 資 産	118,523	賞与引当金	13,033
建物附属設備	91,303	その他	214
工具、器具及び備品	27,219	固 定 負 債	-
無 形 固 定 資 産	118,507	負 債 合 計	567,078
のれん	91,197	(純 資 産 の 部)	
ソフトウェア	27,266	株 主 資 本	2,002,877
ソフトウェア仮勘定	19	資 本 金	231,811
商 標 権	23	資 本 剰 余 金	221,811
投資その他の資産	196,669	資本準備金	221,811
敷 金	152,504	利 益 剰 余 金	1,549,255
破産更生債権等	15,671	その他利益剰余金	1,549,255
繰延税金資産	41,611	繰越利益剰余金	1,549,255
その他	2,553	新 株 予 約 権	11,440
貸倒引当金	△15,671	純 資 産 合 計	2,014,318
資 産 合 計	2,581,396	負 債 純 資 産 合 計	2,581,396

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2023年7月1日から
2024年6月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	2,761,203
売上原価	504,301
売上総利益	2,256,902
販売費及び一般管理費	1,927,601
営業利益	329,301
営業外収益	
受取利息	17
受取補償金	11,848
その他	1,770
営業外費用	
株式交付費	552
支払手数料	240
消費税差額	358
その他	51
経常利益	341,736
特別損失	
本社移転費用	3,498
税引前当期純利益	338,237
法人税、住民税及び事業税	118,274
法人税等調整額	△ 18,925
当期純利益	238,888

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2023年7月1日から
2024年6月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						新株予約権	純資産合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		株 主 資 本 合 計		
		資本準備金	資本剰余金 合計	そ の 他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計			
当 期 首 残 高	223,555	213,555	213,555	1,310,366	1,310,366	1,747,476	-	1,747,476
当 期 変 動 額								
新 株 の 発 行	8,256	8,256	8,256	-	-	16,512	-	16,512
当 期 純 利 益	-	-	-	238,888	238,888	238,888	-	238,888
株主資本以外の項目 の事業年度中の変動 額（純額）	-	-	-	-	-	-	11,440	11,440
当 期 変 動 額 合 計	8,256	8,256	8,256	238,888	238,888	255,400	11,440	266,841
当 期 末 残 高	231,811	221,811	221,811	1,549,255	1,549,255	2,002,877	11,440	2,014,318

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法（ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 6年～15年

工具、器具及び備品 4年～10年

ただし、取得価額が10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年均等償却する方法を採用しております。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、ソフトウェア（社内利用分）については、社内における利用可能期間（3年又は5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) のれんの償却方法及び償却期間

その支出の効果の及び期間（10年）に基づく定額法を採用しております。

3. 繰延資産の処理方法

株式交付費

株式交付費は、支出時に全額費用処理しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 受注損失引当金

当事業年度末において、損失の発生が見込まれる受注契約について将来の損失に備えるため、その損失見込額を計上しております。なお、損失が見込まれる受注契約に係る棚卸資産と、これに対応する受注損失引当金を相殺表示しております。

5. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1) 製品販売に係る収益

製品販売の主な内容は、動画制作、動画配信プラットフォームサービスの役務提供であります。

これらの販売については、顧客への引き渡し後、顧客が検収した時点で履行義務が充足されると判断していることから、一時点で充足される履行義務として、顧客が検収した時点で収益を認識しております。

なお、履行義務に対する対価は、主に受注時から履行義務を充足するまでの期間における前受入金、または履行義務充足後、概ね1ヶ月以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

(2) 保守、運用サービス等に係る収益

保守、運用サービス等の主な内容は、顧客との契約期間にわたり保守、運用サービス等を提供するものであります。

これらの提供は、一定の期間にわたり充足される履行義務として、当該契約期間に応じて均等に、もしくはサービスの実績に応じて、契約に定められた金額に基づき収益を認識しております。

なお、顧客への財又はサービスの提供における当社の役割が代理人に該当する一部の売上取引については、顧客から受け取る額から仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識することとしております。

表示方法の変更に関する注記

(損益計算書)

前事業年度において、「営業外費用」の「その他」に含めていた「消費税差額」は、営業外費用の100分の10を超えたため、当事業年度より独立掲記することとしました。

なお、前事業年度の「消費税差額」は18千円であります。

会計上の見積りに関する注記

1. のれん

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

のれん	91,197千円
-----	----------

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は旧株式会社ファインズを子会社化し、取得の会計処理を行い、のれんを計上しております（なお、旧株式会社ファインズについては、2019年6月30日付をもって、当社に吸収合併したことにより消滅しております）。

のれんは、その効果の発現する期間にわたって均等償却されますが、のれんを含むより大きな単位において事業計画どおりに業績が進捗せず、営業活動から生ずる損益又はキャッシュ・フローが継続してマイ

ナスとなっている場合や、経営環境が著しく悪化しているような場合には、減損の兆候があると判断し、減損損失を計上する可能性があります。

当事業年度において、業績の進捗をモニタリングするとともに、来期以降の事業計画における営業活動から生ずる損益又はキャッシュ・フローが明らかにマイナスとなっていないかを確認することにより減損の兆候がないとの判断を行っています。

将来の営業活動から生ずる損益又はキャッシュ・フローの算定の基礎となる事業計画は、各事業の契約数や契約の継続率及び解約率等といった経営者による仮定により算定されており、将来の不確実な市場環境や経営環境の変化等により、当該仮定の見直しが必要となった場合には翌事業年度の計算書類におけるのれんの評価に重要な影響を与える可能性があります。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 54,905千円

株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度 増加株式数（株）	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	4,540,000	87,200	—	4,627,200
合計	4,540,000	87,200	—	4,627,200
自己株式				
普通株式	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

(注) 発行済株式の総数の増加87,200株は、新株予約権の行使によるものであります。

2. 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数
普通株式 129,600株

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、一時的な余資は安全性の高い金融資産（預金）で運用し、資金調達については、銀行等金融機関からの借入により調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、与信管理規程に従い、取引先ごとの与信審査及び与信限度額の設定を行っております。また、取引先ごと、案件ごとの期日管理及び残高管理を徹底し、問題債権が発生した場合、迅速に対応できる与信管理体制を整備し運用しております。

敷金は、賃貸借契約に伴うものであり、差入先の信用リスクに晒されておりますが、賃貸借契約締結に際し差入先の信用状況を確認するとともに、差入後も差入先の信用状況の変化について留意しております。

営業債務である買掛金、未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等、預り金は、1年以内の支払期日となっております。これらは流動性リスクに晒されておりますが、当該リスクにつきましても、月次単位での支払予定を把握する等の方法により、当該リスクを管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

当事業年度における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 敷 金	152,504千円	43,311千円	△109,193千円
(2) 破産更生債権等 貸倒引当金（*2）	15,671 △15,671		
	—	—	—
資 産 計	152,504	43,311	△109,193

(*) 1. 「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「未払金」、「未払費用」、「未払法人税等」、「未払消費税等」、「預り金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

2. 破産更生債権等に対応する貸倒引当金を控除しております。

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産

該当事項はありません。

(2) 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産

区 分	時 価			合 計
	レ ベ ル 1	レ ベ ル 2	レ ベ ル 3	
敷 金	－千円	152,504千円	－千円	152,504千円
破 産 更 生 債 権 等	－	15,671	－	15,671
貸 倒 引 当 金	－	△15,671	－	△15,671

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

敷金

合理的に見積もった返還期日までの将来キャッシュ・フローをリスクフリーレートで割り引いた現在価値により算出しており、レベル2の時価に分類しております。

破産更生債権等

担保及び保証による回収見込可能額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、レベル2の時価に分類しております。

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

フリーレント賃借料	15,614千円
賞与引当金	3,991千円
減価償却超過額	368千円
貸倒引当金	7,666千円
未払事業税	3,142千円
未払事業所税	1,113千円
株式報酬費用	3,376千円
その他	6,338千円
繰延税金資産合計	41,611千円

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	Videoクラウド事業	店舗クラウド事業	合計
売上高			
Videoクラウド	2,200,548	－	2,200,548
DXコンサルティング	475,537	－	475,537
店舗クラウド	－	85,117	85,117
顧客との契約から生じる収益	2,676,086	85,117	2,761,203

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「個別注記表 重要な会計方針に係る事項に関する注記 5. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約負債の残高等

(単位：千円)

	当事業年度期首残高	当事業年度期末残高
顧客との契約から生じた債権	263,384	307,333
契約負債	191,823	225,441

契約負債は、サービスにおける契約に基づき顧客から受け取った前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当事業年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、122,388千円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当事業年度末における残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。当該履行義務は主として保守、運用サービス等の提供に関するものです。

なお、当社では、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めておりません。

(単位：千円)

	当事業年度
1年以内	260,516
1年超2年以内	222,623
2年超3年以内	190,325
3年超4年以内	130,276
4年超5年以内	79,084
5年超	95,371
合計	978,195

1株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 432円85銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 52円19銭 |

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2024年8月27日

株式会社ファインズ
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 石田 宏 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 上原 啓輔 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ファインズの2023年7月1日から2024年6月30日までの第6期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年7月1日から2024年6月30日までの第6期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に対面又はオンライン形式で出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年8月29日

株式会社ファインズ 監査役会
常勤監査役 柳 谷 一 郎 ㊞
社外監査役 野 地 博 久 ㊞
社外監査役 平 木 太 生 ㊞

以 上

株主総会参考書類

議案 取締役5名選任の件

取締役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおり（※は新任の取締役候補者）であります。

候補者 番号	役職名	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
1	代表取締役 社長	み わ ゆきまさ 三輪 幸将 (1984年7月14日)	2008年6月 株式会社フリーセル (現 ブランディングテクノロジー株式会社) 入社 2011年4月 株式会社ファインズ (旧 株式会社ファインズ) 入社 2015年6月 株式会社ファインズ (旧 株式会社ファインズ) 常務取締役就任 2018年2月 アドメイク株式会社代表取締役社長就任 2018年6月 株式会社ファインズ (旧 株式会社ファインズ) 代表取締役社長就任 2019年3月 株式会社エスピーシー (現 当社) 代表取締役社長就任 (現任)	2,141,500株
2	取締役 執行役員	あかいけ なおき 赤池 直樹 (1987年11月15日)	2011年4月 株式会社ワイズビジョン (現 株式会社ytv Nextry) 入社 2013年10月 株式会社ファインズ (旧 株式会社ファインズ) 入社 2020年10月 当社経営管理本部長 2021年7月 当社執行役員 (現任) 2022年3月 当社取締役就任 (現任)	13,700株
3	執行役員	さとう しょうた ※佐藤 翔太 (1988年9月26日)	2012年7月 株式会社ファインズ (旧 株式会社ファインズ) 入社 2021年7月 当社カスタマーリレーション本部長 当社執行役員 (現任)	9,000株

候補者番号	役職名	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
4	取締役	いちのさわ つよし 市野澤 剛士 (1982年6月7日)	2004年12月 あずさ監査法人(現有限責任あずさ監査法人)入所 2014年12月 弁護士登録 小笠原六川国際総合法律事務所入所 2015年7月 半蔵門総合法律事務所 入所 2017年1月 市野澤法律事務所 入所(現任) 2020年6月 株式会社ソルブレイン 社外監査役就任(現任) 2022年3月 当社 社外取締役就任(現任) 2023年3月 GMO OMAKASE株式会社社外監査役就任(現任) 2023年12月 株式会社アルビレックス新潟社外監査役就任(現任)	-
5	取締役	しらか まさひろ 白木 政宏 (1963年4月12日)	1984年4月 大阪東芝家電販売株式会社入社 1990年6月 株式会社ネクサス(現株式会社ジェイ・コミュニケーション)設立 代表取締役社長就任 1997年5月 株式会社エヌディー代表取締役就任(現任) 2005年6月 株式会社ネクサスミュージック代表取締役就任 2005年8月 株式会社ネクサス(現株式会社ジェイ・コミュニケーション)代表取締役会長兼社長就任 2007年6月 株式会社音空代表取締役就任 2007年6月 SBIリアルマーケティング株式会社取締役就任 2008年2月 株式会社Golden Spoon Japan取締役就任 2009年6月 株式会社ネクサス代表取締役就任(現任) 2011年9月 株式会社KIZUNA取締役就任 2012年1月 株式会社ティーエスエー取締役就任 2012年1月 軒先株式会社社外取締役就任 2012年4月 株式会社SHホールディングス取締役就任 2012年10月 株式会社ヘリオス取締役就任 2014年6月 株式会社ファインズ (旧株式会社ファインズ)取締役就任 2019年6月 当社社外取締役就任(現任) 2023年6月 株式会社Cominka社外取締役就任(現任) 2023年8月 株式会社寿美家和久社外取締役就任(現任)	200,000株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 市野澤剛士氏及び白木政宏氏は、社外取締役候補者です。
3. 社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割
市野澤剛士氏は、弁護士、公認会計士としてコーポレートガバナンス等に豊富な経験と幅広い見識があり、経営全般についての助言・提言を期待できることから、当社の社外取締役として適任であると判断しております。また、同氏と当社との間に特別利害関係はありません。
白木政宏氏は、会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識があり、経営全般についての助言・提言を期待できることから、当社の社外取締役として適任であると判断しております。また、同氏と当社との間に資本的関係以外の関係はありません。
4. 当社は、市野澤剛士氏及び白木政宏氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を、職務を行うにあたり善意かつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする旨の責任限定契約を締結しております。原案どおり両氏の再任が承認された場合、両氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。
5. 市野澤剛士氏が社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって2年6ヶ月であります。
6. 白木政宏氏が社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって、5年3ヶ月であります。
7. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。被保険者が負担することになる損害賠償請求等の損害を当該保険契約により填補する内容であります。候補者が選任され再任された場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
8. 当社は、市野澤剛士氏及び白木政宏氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏が再任された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。

以上

事前質問の受付について

第6回定時株主総会に関する報告事項および決議事項につきまして、株主の皆様から事前にご質問をお受けいたします。

いただきましたご質問のうち、株主の皆様の関心の高い事項につきましては、株主総会で採り上げさせていただく予定です。個別のご回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。

非公開情報に関するご質問、金融商品取引法 第166条にある「重要事実」に該当する可能性のあるご質問等は回答できません。あらかじめご了承ください。

なお、このご質問により当社が取得する個人情報、株主総会の質疑応答の運営上、必要な限りにおいて使用いたします。

URL又はQRコードより、質問受付専用サイトにアクセスし、「事前質問受付フォーム」に入力してください。

(URL)

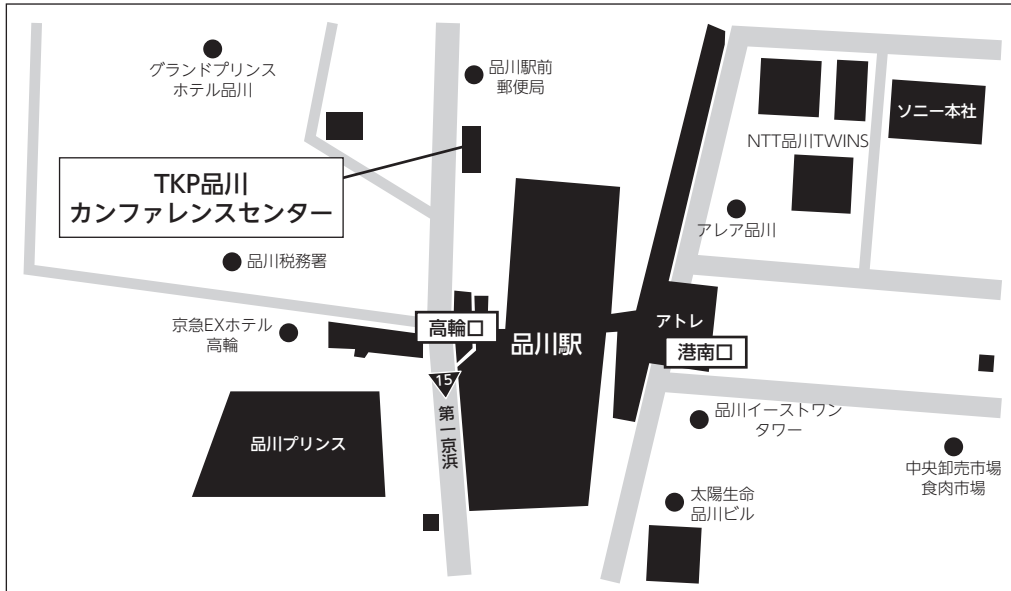
<https://e-tenki.co.jp/prequestion2024>

(QRコード)



株主総会会場ご案内図

会場：東京都港区高輪 3-25-23 京急第2ビル
TKP品川カンファレンスセンター ホール9A、9B (9階)



交通 品川駅

JR山手線

高輪口

徒歩 3分

JR横須賀線

高輪口

徒歩 3分

JR京浜東北線

高輪口

徒歩 3分

JR東海道本線

高輪口

徒歩 3分

京急本線

高輪口

徒歩 4分